

雨量等防災情報提供システム
運用管理業務仕様書 (案)

令和4年1月

長野県

1. 基本事項

1.1. 業務名

令和5年度 県単砂防管理事業 雨量等防災情報提供システム運用管理業務

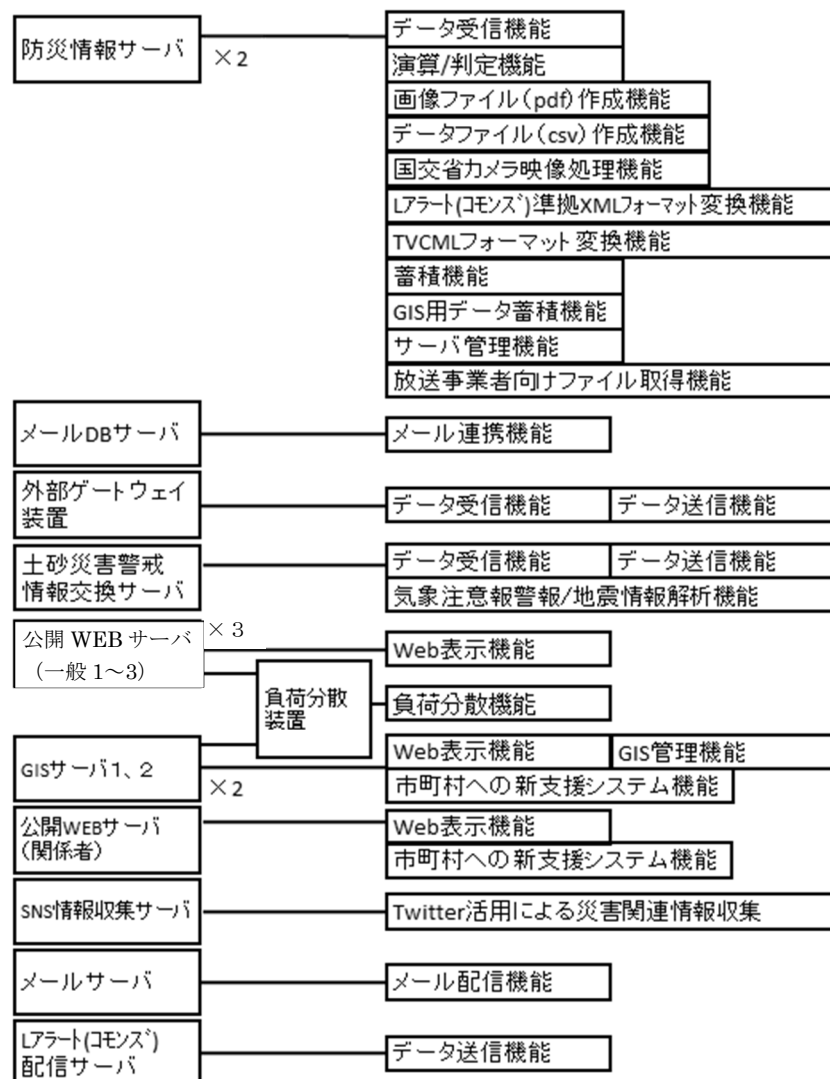
1.2. 業務目的

令和3年度にプロポーザル方式で構築した土砂災害から人命を守るための情報提供を目的とした雨量等防災情報提供システムについて、ハードウェア、ネットワーク、業務アプリケーション等システム状態監視や保守メンテナンス等、運用管理を実施することを目的とする。

2. 業務範囲

2.1. 機能構成図

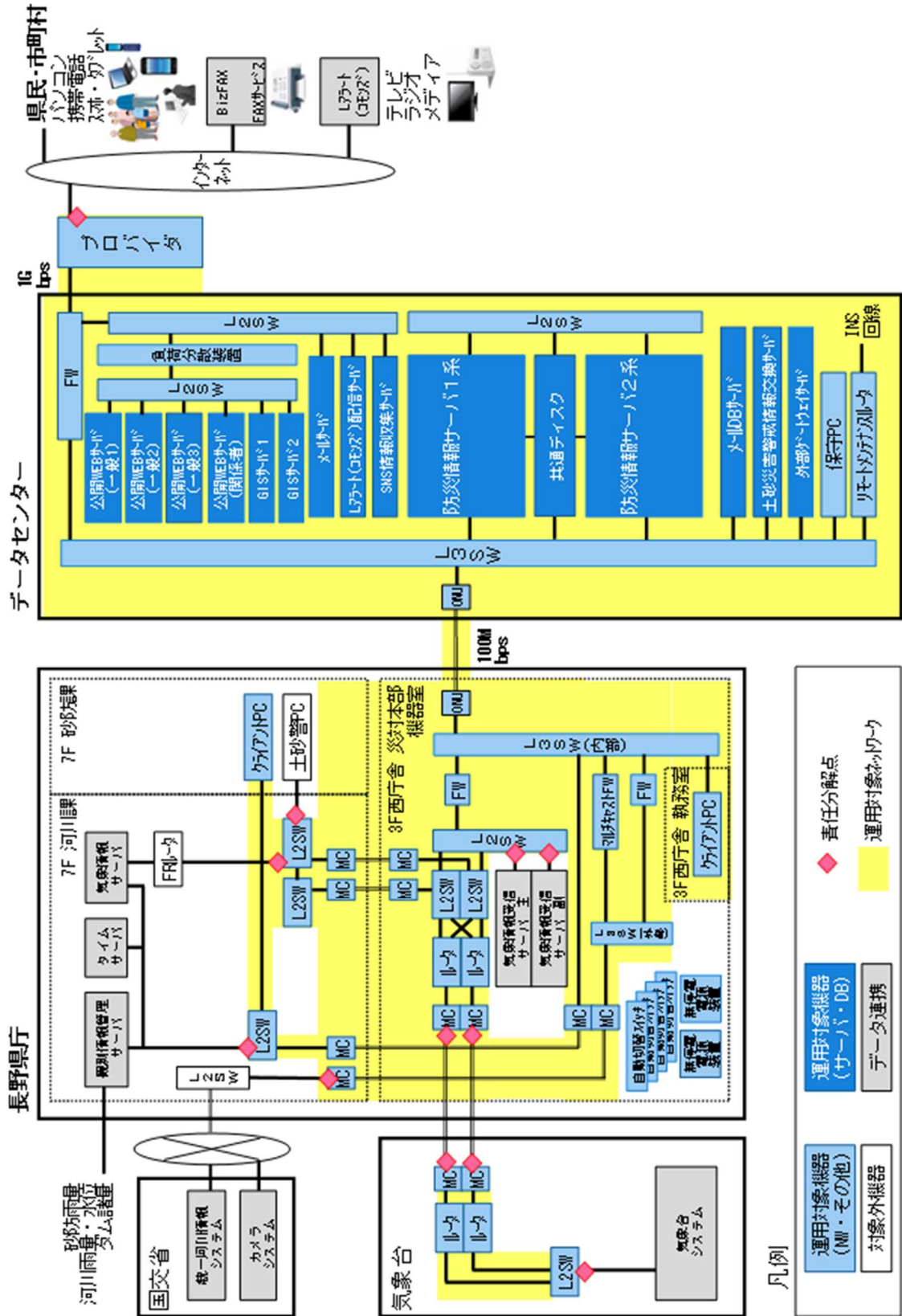
雨量等防災情報提供システムの運用管理範囲については以下のとおりとする。以下に係るソフトウェアに対して運用管理を行うこと。



2.2. システム構成図

雨量等防災情報提供システムの運用管理範囲については以下のとおりとする。以下の機器、ネットワークに対して運用管理を行うこと。

長野県 雨量等防災情報提供システム システム構成図



3. 業務内容

雨量等防災情報提供システムの運用管理として下記の作業を行うものとする。

(1) 公開サーバの運用管理

公開用ホームページ「河川砂防情報ステーション」のWebサイトへ情報を公開するため、防災情報サーバの運用管理として下記の作業を行うものとする。

ア 保管及び電源確保

防災情報サーバの保管場所は外部データセンター内とし、設置環境の管理、電源の確保、停電対策を行うものとする。

イ インターネット接続保守

常時インターネットへ接続する回線の運用管理を行うものとする。

ウ 動作監視

システムの稼働状況については、24時間体制で監視を行い、迅速に障害を把握するものとする。原則として障害発見後できるだけ速やかに復旧を行うが、即時復旧が難しい場合は監督員と協議すること。

エ データ管理

毎月末時点のWebサイトアクセス数について、1週間以内に監督員に報告すること。

(2) メール通達システムの運用管理

メール通達システムは、土砂災害警戒情報等のメール配信を希望する者がホームページ上から自由に登録、変更、解除を行い、メール通達を受けることができるシステムである。

ア メール通達システムの運用

希望するメール通達項目や対象市町村等を自分で選択して登録し、メールを受信できるように運用管理を行うこと。

メール通達項目については表1のとおりとする。

表1 メール通達項目

項目	内容
注意報	大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報
警報	大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報
特別警報	大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報
土砂災害警戒情報	市町村別の土砂災害警戒情報
地震	長野県内で震度4以上が観測された場合
洪水予報	気象庁発表の洪水予報が、指定河川に発表された場合
CL超過情報 (関係者のみ対象)	土砂災害警戒情報発表中で且つ、現況の土砂災害判定メッシュ情報(1km判定メッシュ)のレベル3に到達した場合

イ メール通達システムの動作監視

システムが正常に稼働していることを24時間監視し、メール通達システムの管理を行う。

万が一、システム誤作動により本来配信されるべきでないメールが配信された場合や、配信されるべきメールが配信されない場合には、速やかに監督員に報告し、メール登録者に対して

その旨を通知するとともに、原因を究明し、再度誤作動の可能性があるならばシステム改修等の対応を監督員と協議の上で行う。

ウ 個人情報の管理

システムに登録した個人情報については、情報の漏えいが起こらないようにシステムを管理すること。

管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償又は紛争の解決に努めること。

エ 通達記録の整理、検討

毎月末時点のメール登録者数について、1週間以内に監督員に報告すること。

(3) 市町村等へのFAX配信システムの運用管理

市町村等への土砂災害警戒情報のFAX配信システムが適切に動作するように運用管理を行う。土砂災害警戒情報の発表時、実況CL超過時に対象市町村等に対してFAX送信を行う。FAX配信システムで送付する情報例は別紙1とし、着手時に監督員と協議し決定する。

(4) 県庁、気象台設置機器の保守管理

長野県と長野地方気象台が連携して発表する土砂災害警戒情報を伝達し、気象台と雨量データ等の送受信を行う県庁、気象台設置機器の保守管理を行う。

ア 動作監視

システムの稼動状況について、24時間体制で監視を行い、迅速に障害を把握するものとする。原則として障害発見後できるだけ速やかに修復を行うが、即時復旧が難しい場合は監督員と協議すること。

イ 定期保守点検

県庁、気象台設置機器については、年1回の定期点検を実施するものとする。点検内容については以下のとおりとする。

- ・ クライアントPC、ルータ、ファイアウォール、L3SW、L2SW、メディアコンバータ、無停電電源装置の点検
- ・ ランプの点灯状態点検
- ・ 接続部の点検
- ・ 外観点検

(5) SSL認証および登録

以下のドメインに、SSL認証のため令和4年度よりSSLサーバ証明書を追加して登録する。

- ・ www.sabo-nagano.jp (旧 www.mobile.sabo-nagano.jp を含む)
- ・ www.persons.sabo-nagano.jp
- ・ www.mail.sabo-nagano.jp

4. 情報セキュリティ対策について

3-(2)-ウ 個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ実施

計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。

情報セキュリティ実施計画書への記載項目は、別紙の項目について記載のこと。なお、項目の追加、削除は行ってよいが、監督員に協議のこと。

5. インターネットセキュリティについて

インターネットセキュリティの動向を常にチェックし、本システムに関連する動向については重要性を加味した情報として迅速に提供すること。

6. 構築業務にかかる不具合対応について

雨量等防災情報提供システムの運用期間中に、不具合等が発見された場合については速やかに修正対応を行い、対応結果を監督員に報告しなければならない。

特に、3. 業務内容の(2)メール通達システム及び(3)市町村等へのFAX配信システムは、避難情報に資するデータの通達及び配信であることから、これらのシステムに不具合が生じた場合は、受注者は最優先課題として取り組まなければならない。

7. 運用管理体制

契約後、速やかに休日夜間を含めた緊急連絡体制を監督員に通知すること。

防災情報を取り扱うシステムであり、緊急時の対応についても迅速性が求められるため、本システムと接続されている他システムの管理者についても記載し、緊急連絡体制としてとりまとめ、監督員に提出のこと。また、責任分界点を明記したシステム構成図についても監督員に提出のこと。

(1) 窓口について一本化し、明確な保守管理体制を組むこと。

8. 報告書

報告書の内容は下記のとおり

- (1) システム障害報告書
- (2) システム動作監視報告書
- (3) 県庁、气象台設置機器の動作監視状況及び定期保守点検報告書

報告書の詳細な内容については着手時に監督員と協議し決定する。

9. 業務期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日